

法務省保恩第54号
平成7年3月13日

地方更生保護委員会事務局長 殿
保 護 觀 察 所 長 殿

法務省保護局恩赦課長 森川大司

恩赦事務処理要領解説の送付について（通知）

本日付けをもって法務省保恩第53号保護局長通達「恩赦事務処理要領の制定について」が発出されましたが、通達の趣旨及び運用に当たっての留意事項は、別紙恩赦事務処理要領解説のとおりなので、参考にされたく通知します。

恩赦事務処理要領解説

第1 目的

この要領は、恩赦が保護観察と有機的に関連して運用されるよう、保護観察所の長が恩赦の上申をする際考慮すべき事項並びに保護観察所における恩赦に関する事務処理の体制及び手続等について定め、もって恩赦に関する事務の適正かつ円滑な処理を図ることを目的とする。

本項は、この要領の目的を規定したものである。

本要領は、保護観察所における恩赦上申事務処理の大綱を規定したものであるので、その具体的な実施に当たっては、保護観察所の長が実施細則を定めるなどして、各庁の実情に応じた効率的な運用を図るよう配意する必要がある。

第2 恩赦の上申をする際考慮すべき事項

1 出願による上申と職権による上申

保護観察に付されている者又は保護観察に付されたことのある者に対する恩赦の上申は、できる限り本人の出願により行うものとする。なお、事案によっては、職権による恩赦の上申を行う。

1 保護観察所における恩赦の上申は、できる限り本人の出願により行うこととした。その趣旨は、本人の改善更生の意欲を喚起し、恩赦の感銘力を高めることにある。

恩赦と保護観察とが有機的に関連して運用されるためには、本人の自発的意思に基づく改善更生への意欲を高揚させることが前提となる。更生保護法（平成19年法律第88号）第90条は、中央更生保護審査会が恩赦の申出をする場合の調査事項として、申出の対象となるべき者の性格、行状、違法な行為をするおそれの有無、社会の感情等を挙げているが、これらの事項を本人が認識し、改しゅんの情、性格・行状等の改善、再び犯罪をしない覚悟、被害者（遺族）への慰謝等について自覚し実行してから出願すれば、恩赦に沿した際の感銘力は大いに高まることとなる。

恩赦不相当とされた場合においても、客観的な判断によって希望が認められなかったことを本人が自覚すれば、改めて改善更生のために努力を重ねる決意をすることが期待できるのであり、恩赦上申庁においては、恩赦不相当の通知を行う際に、改めて本人に改善更生の目標を立てさせるよう、事案に応じ、適宜、恩赦不相当とされた理由の説明等を行い、改善更生の意欲の喚起を図ることとなる（本要領第4の1の(7)の解説参照）。

2 適法な出願があったときは、上申権者は、速やかに所要の事項を調査の上、意見を付して恩赦の上申をしなければならず（規則第1条の2第2項、第3条第2項），理由のない事務の遅延は許されない。

3 恩赦上申はできる限り出願によることとするが、いたずらに本人からの出願を待つ姿勢にとどまつてはならない。本要領の事務処理手続に定めるところにより、本人に対する恩赦の説明、被害弁償等に関する指導助言、恩赦を希望するか否かの調査等を適切に行い、恩赦上申事務の積極的な運用を図る必要がある。

4 本要領は、職権による恩赦上申の道を閉ざすものではない。職権による恩赦上申を検討すべき事案としては、(1)傷病等によって本人が恩赦願書を提出することが難しいもの、(2)共犯者との均衡上、積極的に恩赦上申を検討すべきもの、(3)恩赦上申上の問題点が全て解消していることに加えて、本人が特に善行を積むなどした実績が認められ、恩赦に沿することが相当であると、保護観察所の長として推奨できるもの、(4)規則第6条に定める恩赦出願期間を経過していない者であって、緊急に恩赦を必要とする事情があり、恩赦出願期間短縮上申を行う時間的余裕がないものなどが考えられる。

なお、無期刑の仮釈放者については、現に保護観察を行っており、本人の生活状況等の把握が的確になされていると考えられる上、高齢者や病弱者も少なくないことから、職権による恩赦上申を検討する余地は大きいものと思われる。

2 上申をする際の判断基準

(1) 出願による上申

出願により恩赦の上申をするときは、次に掲げる事項を総合的に判断し、恩赦相当又は恩赦不相当の意見を付す。

ア 犯罪の動機、方法、結果等犯情に酌量の余地があること。

イ 改しゅんの情が顕著で、健全な社会生活を営み、再犯のおそれがないと認められること。

ウ 被害者及び遺族並びに社会の感情が融和していること又は少なくともこれらの感情を刺激するおそれがないこと。

エ 刑の確定、仮釈放又は刑の執行終了若しくは刑の執行の免除の後相当の期間を経過していること。

オ 恩赦の種類に応じ、それを必要とする事情が認められること。

(2) 職権による上申

職権による恩赦上申を検討するときは、上記(1)に掲げる事項を総合的に判断し上申の適否を決定する。

1 犯情について

- (1) 本要領にいう犯情とは、犯罪の軽重を含む犯罪の情状であり、犯した罪の種類、犯行の動機と誘因、犯行の手段と方法、結果（被害）の程度と影響、共犯関係、被害者との関係や事情、犯罪直後における本人の行動など犯罪自体に関する事項のほか、犯行当時の本人の年齢、性格、経歴、環境等犯罪行為者に関する全ての事項を含むものである。
- (2) 量刑に当たって酌量減輕がなされている場合はもとより、酌量減輕がなされていないとも、刑事確定訴訟記録や関係人の供述等によって、客観的に酌量すべき情状が認められるときは、これを有利な情状と認めて差し支えない。
- (3) 極めて凶悪重大で酌量の余地の乏しい事案については、犯情に酌量の余地が乏しいことを認めた上で、改しゅんの情・再び犯罪をするおそれ、被害者感情・社会感情、経過期間、恩赦を必要とする事情を総合的に考慮し、恩赦相当若しくは不相当の意見又は職権上申の適否を決定することとなる。

2 改しゅんの情・再び犯罪をするおそれ等について

- (1) 「改しゅんの情」とは、一般的には過去の犯罪行為を悔い改め、再び犯罪をしないことを決意することであり、本人の内面的な意思の問題であるが、それが、本人の生活、行動を通じて、客観的に把握できる程度になっていることが必要である。具体的には、本人の服役中ないし保護観察中の行状が良好であることはもとより、将来の生活設計が堅実なものであり、被害者及びその遺族に対する誠意が具体的に示されている等の事情を総合勘案して判断すべきである。
- (2) 「健全な社会生活」を営んでいるか否かの認定に当たっては、本人の就業状況、家庭状況、交友関係等生活全般について検討することを要する。主に上申時点におけるこれらの状況によって判断することとなるが、再び犯罪をするおそれとの関連において考慮すれば、ある程度継続性が認められることが必要である。
- 生活保護の受給等経済的に自立できない状態にある場合であっても、それのみをもって消極的に解すべきではなく、その他の事情も総合勘案して判断すべきである。
- 人の資格に関する法令の適用によって、本来働くことのできない職業に就いているような場合は、原則として法令に抵触している状態を解消することが必要であるが、本人の生活を危うくすることのないよう、助言指導等に慎重な配慮を要する。

(3) 「再び犯罪をするおそれ」の有無の認定は、特に重要であり、他の事項を満たしても、再び犯罪をするおそれがないと認定し難いときは、恩赦は消極に解せざるを得ない。再び犯罪をするおそれがないということは、改しゅんの情が認められ、健全な社会生活を営んでいることと密接な関連がある。本人自身に関する面（性格、年齢、健康、能力、行状等）と環境に関する面（職業、家庭生活、交友関係、地域環境等）を総合的に判断して認定すべきである。

犯罪が悪質重大なもの、同種前科が多いもの、裁判において心神耗弱とされたものの、本人の性格的な偏り等と犯罪行為との間に密接な関連があると認められるものなどについては、その問題点と改善の過程を明らかにする必要がある。

保護観察中又は保護観察終了後に道路交通法違反により罰金刑に処せられ又は反則金を納付した者については、再び交通関係の犯罪をするおそれの有無の認定が実務上しばしば問題となるが、本件の犯罪態様との関連、違反の内容、反復性等を考慮して個別に判断すべきであろう。

3 被害者感情・社会感情について

- (1) 被害者及び遺族の感情は、応報感情の融和が刑罰の機能の一つであることからも重視されるものである。
- (2) 遺族とは、一般的には、死亡した被害者の配偶者、子、父母、その他の親族又は死亡した者と親族関係はないが、被害者の死亡当時主としてその収入により生計を維持していた者をいうが、恩赦上申に当たって調査すべき遺族の範囲は、犯罪被害による影響の程度、被害者との親密性の度合等の個別的事情を考慮した上で決定すべきであり、そのためには、戸籍謄本や刑事確定訴訟記録等の調査によって、被害者の家族関係と被害当時の生活状況を把握することが前提となる。
- (3) 被害者及び遺族の感情が「融和している」とは、本人からの被害弁償や慰謝の措置を受け入れ、改善更生への努力を認めて、本人が恩赦に浴することを許容するに至っているような状態をいう。「感情を刺激するおそれがない」とは、感情が融和するまでには至っていないが、「恩赦についてはお役所にお任せする。」と述べるなど、本人の恩赦によって感情を害したり、異議を唱えたりすることはないと認められる程度の状態をいう。
- (4) 被害者又は遺族の感情の認定に当たっては、表面的な言辞や調査報告書の片言隻句をとらえて、一方に偏った解釈をするようなことがあってはならない。犯罪による被害の程度とその影響、本人側からなされた弁償・慰謝等の内容、被害者又はその遺族の現在の生活状況等を勘案し、被害者側の心情を理解するよう努め、公平な立場で評価すべきである。
また、被害者又は遺族の感情は、恩赦上申の時点において評価すべきである。裁判時に被害者又は遺族から嘆願書が提出されたことをもって、被害者感情が融和していることの根拠とする上申例が見られるが、この類いの書類は、裁判時に本人又は弁護人から嘆願書の提出を求められた被害者らが、その求めを拒否することができず、必ずしも真意にそぐわないで作成する場合があるほか、嘆願書が作成された後に本人が不誠実な態度を示すなどし、被害者側の感情が悪化する場合があるので、こうした資料のみに依拠して被害者感情を判断することは適当でない。
- (5) 社会常識上十分と思われる程度の被害弁償がなされ、更に本人が慰謝・慰靈の措置の実行に努めておりながら、なお被害者又は遺族の感情が好転しない場合には、その理由を明らかにする必要がある。
一方、本人には経済的な余裕がありながら、被害弁償や慰謝の措置を具体的に講じる意思がなく、本人に誠意が欠けていると認められる場合には、たとえ被害者又は遺族の悪感情が強くなかったとしても、本人の改しゅんの情とも関連して問題となろう。
- (6) 強姦事件等、被害者に直接感情等の調査を行うことが適当でない事案については、被害者の現在の生活状況等につき、戸籍や家族等関係者からの伝聞等によって調査

するにとどめ、その結果を本人側が行った被害弁償、慰謝の措置等の内容・程度とも勘案して、被害者感情を刺激するおそれがあるかどうかを判断することとなろう。

- (7) 事件当時の被害者の住居に被害者（遺族）が居住していないこと、あるいは、関係者からの伝聞により被害者（遺族）の所在が判明しないことを理由に、被害者感情調査を行わない事例が見られるが、そのような取扱いは適当でない。戸籍の附票を調査するなどして、被害者（遺族）の所在調査を行う必要がある。なお、調査を尽くしても被害者又は遺族の所在が明らかにならないときは、刑事確定訴訟記録等の関係資料から被害の程度、過去の被害者又はその遺族の感情等を調査し、本人側からなされた弁償・慰謝等の内容と比較勘案して、社会感情が恩赦を是認するか否かを判断すべきであろう（刑事確定訴訟記録については、刑事確定訴訟記録法（昭和62年法律第64号）により、言渡し刑期等に応じた保管期間が定められている。刑確定後3年又は5年で廃棄されるものもあり、これらの記録が既に廃棄されていたため、被害者又はその遺族の感情を十分に調査することができず、中央更生保護審査会における恩赦の審査に困難を来たしたことがあったので、同記録の調査は早期に行うよう配意する必要がある。本要領第4の1の(1)の解説3を参照）。
- (8) 社会の感情とは、第一義的には犯罪が行われた地域及び本人の居住地の地域感情をいう。社会の感情の調査に関しては、犯罪地、本人又は被害者の居住地の有識者（例えば、監督官庁の担当者、保護司会長、医師会長、町内会長、警察署長等）の意見を徴することが必要な場合もあると思われるが、このような場合には、本人又は被害者と利害関係のない公正な第三者から意見を徴する必要がある。また、社会の耳目をしょう動させたような事案にあっては、より広い視野から検討を加える必要があり、事案に応じて検察官の意見を求めるなどして調査することとなろう。

社会の感情は良識ある社会の正義感情に基づいて評価すべきものであるが、社会情勢の変化、犯罪のすう勢、本人の改善更生の状況、日時の経過等によって可罰評価も変化するので、事案ごとに刑事政策的観点から公正に判断する必要がある。

4 経過期間について

恩赦相当とされるまでに必要な期間は、それぞれの事案の犯罪の種類、刑名・刑期、犯情、その他の情状により、また、恩赦の必要性の度合、恩赦の種類等とも関連して、本来個々に判断されるべきものであることから、本要領では、経過期間について「相当の期間」と規定するにとどめている。

（注）復権は、刑の執行を終わるなどした者に対し、有罪の言渡しを受けたため喪失あるいは停止された資格を回復させる行為である。一方、資格制限は、確定した有罪裁判に付随する効果であるから、刑法（明治40年法律第45号）第34条の2により刑の言渡し等の効果が消滅すれば、必然的に資格が回復する。したがって、復権は、実質的には刑の言渡しの効力の消滅時期を早めるのと同様の機能を有する。このことから、復権の上申に当たっては、禁錮以上の刑にあっては10年、罰金以下の刑では5年という刑の消滅期間を念頭において経過期間を考慮する必要がある。

5 恩赦を必要とする事情について

- (1) 恩赦を必要とする事情とは、刑に処せられたことが、本人が社会生活を営むに当たって障害となっており、恩赦によらなければその障害を除くことができないような具体的な事情が客観的に認められることをいうが、その必要性は効力の大きい恩赦については厳格に、効力の小さい恩赦については比較的緩やかに判断されることとなろう。

個別恩赦の現実の運用をみると、具体的に特定の資格を喪失、停止されていることは必ずしも要件ではなく、特に復権については、本人の改善更生の促進を図るために、現実に特定の資格回復の必要がなくとも、潜在的に資格制限を受けている者に対し、一般社会人並みに各法令で定めている資格を取得することが可能な状態にする、いわば将来支障の生ずることがあり得る資格の制限を事前に回復する趣旨で運

用されている。

- (2) また、この恩赦を必要とする事情とは、特別恩赦基準の先例にいう「近い将来における公共的職務への就任又は現に従事している公共的職務の遂行に当たり、その刑に処せられたことが障害となっている」と「現に社会生活を営むに当たり障害となっている」ことの双方を含むものである。特別恩赦基準において公共的職務への就任又はその遂行に当たっての障害とは、近い将来において具体的に一定の公職又はこれに準ずる役職に就任するまでの障害及び現在就任している公職等における活動上の障害をいい、社会生活を営むに当たっての障害とは、刑に処せられたことにより本人の就職、結婚のみならず、子女の養育など日常生活を営む上で本人自身が制約を受けていることをいう。なお、これらの障害があくまで本人自身の制約であることはいうまでもない。
- (3) 保護観察に付されている者又は保護観察に付されたことのある者にあっては、公共的職務への就任又はその遂行に当たっての障害に該当することはさして多くはないと思われるが、法令上何らかの資格が取得できない状態となっていること、結婚や就職、職場での活動や昇進が妨げられていること、選挙権が行使できず家族や周囲から問題とされていること、子女の養育上の障害など、社会生活を営むに当たっての障害に該当する事由は、個々の事案に応じて多くのものが考えられる。なお、公職選挙法違反により公民権を停止されている者が選挙権を行使できないのは事案の性質上当然のことであり、これを社会生活を営むに当たっての障害とすることは適当でない。
- (4) 恩赦を必要とする事情の認定に当たっては、その事情にもよるが、本人の供述のみに依拠することなく、事案に応じてできる限り疎明資料等を入手するなどして調査し、認定の根拠を明らかにする必要がある。
- (5) 恩赦の種類とその必要性の考え方については、下記③の(3)の解説参照

3 判断基準の運用に関する留意事項

- (1) 上記②の判断に当たっては、各事項を形式的、画一的に解釈することなく、客觀的かつ具体的な資料に基づき、個別の事案に即してこれを行うものとする。

恩赦の出願を受けてその上申をする際又は職権による恩赦上申を検討する際の判断に当たっては、上記の各事項に該当するか否かを形式的、画一的に解釈してはならず、あくまで個別の事案について深く掘り下げて調査し、検討する必要がある。また、本人の申立てのみに頼ることなく、できる限り客觀的かつ具体的な資料の収集に努め、それらに基づいて公正な判断をしなければならない。

- (2) 次に掲げる者については、特に弾力的な運用に努めるものとする。
- ア 少年のとき犯した罪により刑に処せられた者
イ 70歳以上の者
ウ 保護観察中又は保護観察終了後の行状が極めて良好な者で、緊急に恩赦を必要とするなど特別の事情があるもの

- 1 犯時少年であった者及び70歳以上の者について特別の規定を設けたのは、少年法（昭和23年法律第168号）、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第482条第2号及び従来の特別恩赦基準の趣旨と同様、年少者と高齢者を特に寛大に扱う考え方に基づくものである。
- 2 「緊急に恩赦を必要とするなど特別の事情」としては、例えば、公職又はこれに準ずる役職への就任を周囲から要請されていること、共犯者との均衡を著しく失していることなど多くの事由が考えられるが、その緊急性、必要性は個々の事案に応じて判断されることとなろう。

(3) 恩赦の種類と必要性

上記2の(1)のオについては、恩赦の種類ごとに次により運用するよう留意するものとする。

ア 特赦

特赦によらなければ救済できない特段の事情が認められること。

イ 減刑

仮釈放者については、特に刑を減輕することを必要とする具体的な事情が認められること。

保護観察付執行猶予者については、保護観察を仮に解除されている場合であつて、特に刑を減輕し、又はこれとともに執行猶予期間を短縮することを必要とする具体的な事情が認められること。

婦人補導院仮退院者については、特に刑を減輕し、又はこれとともに執行猶予期間を短縮することを必要とする具体的な事情が認められること。

ウ 刑の執行の免除

保護観察を終了させることを必要とする具体的な事情が認められること。

エ 復権

具体的な資格回復の必要性が認められるなど資格制限状態を解消して社会復帰を促進することを必要とする事情が認められること。

1 これは、上記2の(1)のオ「恩赦の種類に応じ、それを必要とする事情が認められること。」について、恩赦の謙抑性、補充性の原則に基づいて、恩赦の種類別に判断の際の留意事項を示したものである。

恩赦は、明白にその必要性が認められる場合に限って、慎重かつ謙抑的に運用されなければならず（恩赦の謙抑性）、法の画一性、固定性から生ずる欠陥を救済するため補充的に行わなければならない（恩赦の補充性）。したがって、本人の恩赦を必要とする事由が効力の小さい恩赦によって満たされるときは、それによるべきであって、効力のより大きい恩赦を行うことは適当でなく、また、恩赦以外の法律制度（再審、非常上告、仮釈放、保護観察の仮解除、不定期刑の終了等）によって妥当な解決が図られるときは、それらの制度が恩赦に先行して運用されるべきである。

2 特赦については、仮釈放者、保護観察付執行猶予者及び婦人補導院仮退院者が保護観察所の長による上申の対象となる。特赦は、行政権の作用によって有罪の裁判の効力を消滅させるという極めて大きな効力を有し、刑事司法に対する影響が強いことから、謙抑的に運用されている。「特赦によらなければ救済できない特段の事情」には、例えば、恩給権の回復、栄典の授与、執行猶予中の者に対する公民権の回復などが考えられるが、個別の事案の判断に当たっては、犯情、犯罪後の行状、社会貢献の実績等恩赦を必要とする事情以外の事項も併せて考慮することとなろう。また、犯罪後の法令の改廃によりその行為が罪とならなくなった場合などにも特赦を考慮する余地が考えられる。

3 減刑は、仮釈放者、保護観察付執行猶予者及び婦人補導院仮退院者が保護観察所の長による上申の対象となる。

仮釈放者については、減刑又は刑の執行の免除のいずれも可能であるが、刑の執行の免除が言い渡された刑そのものは変更しないのに対し、減刑は裁判で言い渡された刑そのものを変更することとなるので、一般的には、刑の執行の免除に比して、より慎重に運用すべきであると考えられている。

仮釈放者についての「特に刑を減輕することを必要とする具体的な事情」としては、例えば、特定の法令で刑期を資格制限の事由としている場合で、刑期を短縮することにより欠格事由が緩和され又は消滅するときが考えられる（例えば、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第5条第1号により、1年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられ刑の執行を終ってから2年を経過しない者は、一般貨物自動車運送事業者の許可を受け

ることができないが、減刑により1年未満の懲役又は禁錮に減輕されれば、この欠格事由に該当しないこととなる。同様の規定は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第4条第1項第2号、道路運送法（昭和26年法律第183号）第7条第1号、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第80条第1項第2号イなど多くの法令に見られる。）が、保護観察の期間の満了を待たずに減刑を行うべき事案は、現実にはまれであろう。

保護観察付執行猶予者については、恩赦の補充性の原則に鑑み、保護観察の仮解除の措置が先行して運用されるべきであり、恩赦は、仮解除によっては解決することのできない事情が認められるときに行われることとなろう。その具体的な事情としては、例えば、前同様人の資格に関する法令の適用により制限されている資格の回復、公職又はこれに準ずる役職への就任などが考えられよう。何らかの事情によって仮解除が行われていないが、恩赦相当の意見を付して上申するような事案については、地方更生保護委員会に対する仮解除の申出も併せて行う必要がある。

婦人補導院仮退院者は、保護観察期間が短いため、現実には恩赦を必要とする事案はほとんどないであろう。

4 刑の執行の免除は、仮釈放者が対象となる。

無期刑の仮釈放者は、人命に関わる凶悪な事件を犯し、その犯情も重大かつ悪質なものがほとんどであり、さらに、資質面や環境面で多くの負因を抱えているなど、社会適応には相当の困難が予想される。しかし、長期間にわたって保護観察を実施した結果、本人の生活状況が安定し、再び犯罪をするおそれがないと認められ、被害者（遺族）に対する被害弁償や慰謝・慰靈の措置を行い、被害者感情及び社会感情が融和しているか、少なくとも刺激するおそれがないと認められるときは、刑の執行の免除の上申を積極的に検討すべきである。その場合も、刑の執行の免除の効力によって保護観察が終了し、仮釈放を取り消されることはなくなりことに鑑み、恩赦を行うことを必要とする事情を具体的に明らかにすべきである。なお、高齢者や心身に障害のある者等については、恩赦によって本人の社会生活上の制約が軽減されるメリットと、保護観察が終了することで指導監督・補導援護が受けられなくなるデメリットとの比較考量も必要であろう。

有期刑の仮釈放者については、いずれ保護観察の期間の満了により刑が終了するのであるから、保護観察の期間の満了を待つことのできない具体的な事由が必要となる。

5 復権は、仮釈放を許されて保護観察に付された後、保護観察の期間が満了し（仮釈放期間に引き続く一部猶予期間があつて当該猶予期間が経過していない場合及び不定期刑の執行を受け終わったものとされた場合を除く。）、仮釈放を許されなかつた場合であつて保護観察付一部猶予期間の開始によって保護観察に付された後、保護観察の期間が満了し、又は刑の執行の免除が行われた者（以下「復権対象者」という。）が、実務上、保護観察所の長による上申の対象となる。

復権は、裁判の効力それ自体は変更しないで、有罪の言渡しを受けたため喪失又は停止された人の資格を回復させるものであるが、その運用をみると、具体的に特定の資格を回復する必要がある場合はもとより、そのような特定の資格回復の必要性がなくとも、潜在的に資格制限を受けている者に対し、一般社会人並みに各法令で定められている資格を取得することが可能な状態にして、いわば将来支障の生じることがあり得る資格の制限を事前に回復することにより、社会復帰を促進する趣旨で行われている。エの規定は、このような復権の運用の現状を踏まえたものである。

復権は、実質的には刑法第34条の2の規定による刑の言渡し等の効力の消滅の時期を早める機能を有し、いわゆる前科の影響を緩和する制度の一つとなっている。

なお、これまで、「本件前科があることが本人の精神的負担となっている」として、その軽減又は解消を図ることを復権を必要とする事情とした上申例が見られたが、刑に処せられたことが精神的負担となるのは、刑罰の機能としていわば当然のことであつて、このような抽象的な理由の記載は不適当である。本人の生活実態を子細に調査して理解するように努め、「精神的負担」の実体を具体的に明らかにする必要がある。その具体

的内容が、すなわち「資格制限状態を解消して社会復帰を促進することを必要とする事情」となるわけである。前例としては、地域における各種役職就任、子女の養育、結婚、就職、私企業の役員就任、職場における部下の指導監督などに当たっての障害の除去を復権を必要とする事情としたものが多い。

以上、第2の各項目について解説したが、これらは、恩赦の機能からみると、有罪の言渡しを受けた者の事後の行状等に基づく、いわゆる刑事政策的な裁判の変更若しくは資格の回復の機能を果たすための恩赦上申について規定したものである。

恩赦は、このほかに

- 1 法の画一性に基づく具体的不妥当の矯正
- 2 事情の変更による裁判の事後変更
- 3 他の方法をもってしては救い得ない誤判の救済

の機能をもつとされているが、一般にはこれらの機能が働く余地は多くはない。先例としては、次のようなものがある。

- 1 年齢の誤認により少年法の適用を受けなかった者に対し、減刑又は刑の執行の免除が行われた事例
- 2 誤って累犯加重の適用を受けた者に対し、減刑が行われた事例
- 3 犯行後に法令が改廃されたこととの均衡上、減刑又は刑の執行の免除が行われた事例
- 4 尊属殺の罪に関する刑法第200条が違憲であるとの最高裁判所判決を受けて、一般殺人の刑に比較して重い刑が言い渡されたと認められる尊属殺事件について減刑が行われた事例

このような事案の存在が判明したときは、本要領の判断基準によることなく、具体的な事案に応じ、その理由を考慮して恩赦上申を行うこととなろう。

第3 事務処理体制

1 恩赦事務管理官

- (1) 保護観察所及び保護観察所支部に恩赦事務管理官各1名を置く。
- (2) 恩赦事務管理官は、処遇部門に所属する保護観察官（首席保護観察官及び統括保護観察官を除く。）のうちから、保護観察所の長が指名する。
- (3) 保護観察所の長は、上記(1)及び(2)の規定により指名する恩赦事務管理官のほか、保護観察所組織規則（平成19年法務省令第22号）第10条第1項の規定により駐在させる職員を恩赦事務管理官に指名することができる。
- (4) 恩赦事務管理官は、上司の命を受けて、次の事務に従事する。
 - ア 保護観察事件の主任官又は下記3に規定する恩赦事件担当官に対する恩赦についての連絡及び助言に関する事務
 - イ 関係機関又は一般からの恩赦に関する照会又は相談の処理に関する事務
 - ウ 恩赦に関する資料の収集及び整備に関する事務
 - エ 下記第4の3の(1)に規定する復権候補者名簿の整備に関する事務
 - オ 復権候補者名簿に登載された者につき、恩赦事件担当官が指名されるまでに行う事務
 - カ その他保護観察所の長が必要と認めた事項に関する事務

- 1 本庁及び支部に置く恩赦事務管理官のほか、駐在保護観察官を恩赦事務管理官に指名するかどうかは、保護観察所の長の裁量に委ねられており、必ず指名しなければならないものではない。駐在官事務所の規模、終結した保護観察事件記録を本庁で保管するのか駐在官事務所で保管するのか、復権候補者の管理を本庁で一元的に行うのか駐在官事務所にその分冊を置くのかなど、各庁の実情に応じて最も合理的な事務処理態勢となるようにするべきであろう。
- 2 恩赦事務管理官として誰を指名するかは保護観察所の長の裁量に属する事項であるが、その職務の内容からみて、恩赦事務に関する十分な知識と事務処理能力を備えた中

堅以上の保護観察官を指名することが望ましい。

- 3 恩赦事務管理官の事務の留意点は次のとおりである。また、恩赦事務管理官の事務の細目については、各庁の実情に応じて実施細則等で定めることが望ましい。
- (1) アの事務は、保護観察に付された者に対する恩赦の趣旨、恩赦出願の方法等についての説明並びに被害弁償及び被害者に対する慰謝・慰靈の措置の誠実な実行等についての指導助言（本要領第4の1の(1)）、無期刑の仮釈放者についての恩赦上申を考慮する上での問題点、その解決策等の検討（本要領第4の2の(1)）、無期刑について仮釈放中の者に対する恩赦出願に関する意向調査等（本要領第4の2の(2)）の事務などの際、恩赦事務管理官が積極的に関与することが期待されるため規定されたものである。恩赦事件担当官に対する連絡及び助言としては、本要領第4の1の(2)のアに規定する恩赦事務管理官と恩赦事件担当官との協議が代表的なものである。
- (2) イの事務は、検察庁、矯正施設からの共助依頼に対し的確に対応する必要があること、保護観察の期間を満了した者やその家族等からの恩赦に関する照会・相談に対応する必要があることなどから、規定されたものである。
- (3) ウの事務としては、恩赦関係の通達、統計資料、事例集等のほか、各種会合における総務課関係連絡事項、個別の事案についての保護局総務課恩赦係からの補充調査依頼のうち参考となるものなどの資料を収集・整備し、活用できるようにしておくことなどが考えられる。
- (4) エの事務の具体的な事務処理の在り方は、各庁の実情に応じて定められるべきであり、必ずしも、本要領第4の3の(1)のアに規定する復権候補者名簿への登載及び同(3)に規定する復権候補者名簿からの除去の事務の全てを恩赦事務管理官が直接行わなければならないものではなく、統括保護観察官又は後に述べる恩赦事務管理官補佐がこれらの事務の一部を行うことも差し支えない。
- (5) オの事務は、恩赦事務管理官が行うべきものとされている予備調査の実施（本要領第4の3の(2)のア）のほか、復権候補者名簿に登載したときの本人に対する説明（本要領第4の3の(1)のウ）、予備調査を行った後の本人に対する意向調査等（本要領第4の3の(2)のイ）、予備調査実施前に復権候補者名簿に登載されたものから出願があったときの対応などが該当するが、これらの事務を恩赦事務管理官が行うこととするかあるいは地区担当官等が行うこととするかは、各庁の実情に応じて保護観察所の長が実施細則等に定めるべきであろう。
- (6) カの事務としては、復権候補者名簿に登載された者以外の者から出願があった際の応対、願書及び添付書類の点検・補正の指導あるいは恩赦に関する共助事件の処理等が代表的なものであるが、担当すべき事務の範囲は、各庁の実情によることとなる。

2 恩赦事務管理官補佐

- (1) 保護観察所及び保護観察所支部に恩赦事務管理官補佐を置くことができる。
- (2) 恩赦事務管理官補佐は、処遇部門に所属する保護観察官又は法務事務官のうちから、保護観察所の長が指名する。
- (3) 恩赦事務管理官補佐は、恩赦事務管理官を補佐し、上司の命を受けて、上記1の(4)の事務を処理する。

- 1 本項は、恩赦事務管理官の事務量が大きい大規模庁、比較的規模の大きい駐在官事務所等において、恩赦事務処理の適正を期することを目的としている。また、特別基準恩赦が実施される際に一時的に指名することも考えられる。
- 2 恩赦事務管理官補佐を置くかどうかは、保護観察所の長の裁量に委ねられており、必要的に置かねばならないものではない。恩赦事務管理官補佐には、保護観察官のみならず法務事務官から指名することも可能であり、また、その人数にも制限はない。その指

名については、各庁の実情に応じて合目的的に判断されるべきである。

- 3 恩赦事務管理官補佐が行う事務の内容は、恩赦事務管理官が従事する事務のうち補助者に処理させることが適當なものであり、その具体的な内容は、各庁の実情に応じて保護観察所の長が定めることとなる。

3 恩赦事件担当官

- (1) 保護観察所の長は、次の場合、保護観察官のうちから恩赦事件担当官を指名する。
ア 恩赦の出願を受けたとき。
イ 職権による恩赦上申を検討することとしたとき。
- (2) 恩赦事件担当官は、恩赦事務管理官と連携し、上司の命を受けて、個別の事案の恩赦上申に関する事務に従事する。

1 恩赦事件担当官に保護観察事件の主任官又はいわゆる地区担当官を指名するか、その他の保護観察官を指名するかは、各庁の実情に応じて判断すべきであろう。

2 恩赦事件担当官の指名は、

- ア 恩赦の出願を受けたとき
イ 職権による恩赦上申を検討することとしたとき
に行われる。

イの「職権による恩赦上申を検討することとしたとき」とは、具体的には、

- ・ 無期刑の仮釈放者について恩赦の上申をする際考慮すべき事項に照らし恩赦上申がふさわしいと認められ、職権による恩赦上申を検討することとしたとき（本要領第4の2の(2)）
- ・ 復権候補者名簿に登載された復権対象者について予備調査を行った結果、職権による恩赦上申を検討することとしたとき（本要領第4の3の(2)のイただし書）

などが考えられる。

3 恩赦事件担当官が担当する事務は、個別の事案の恩赦上申に関する事務であり、具体的には、恩赦の出願があったとき又は職権による恩赦上申を検討するときの事案の調査（本要領第4の1の(2)のア、(3)のア）が該当するが、調査のみならず、調査書等上申書類の起案も含まれることは言うまでもない。恩赦事件担当官に指名された者は、上司の指示及び恩赦事務管理官の助言のもとに事務を処理することとなる。

第4 事務処理手続

1 一般的事項

- (1) 本人に対する恩赦の説明及び被害弁償等の指導助言

保護観察事件の主任官は、事案に応じ、適宜、保護観察に付されている者に対し、恩赦の趣旨、出願の方法等について説明するとともに、被害弁償及び被害者に対する慰謝・慰靈の措置の誠実な実行等について指導助言するものとする。

1 恩赦上申事務の手順については、別紙1「恩赦上申事務の流れ図」を参照されたい。
2 本人に対する恩赦の説明は、保護観察に付された全ての事案について行う必要はなく、将来恩赦を考慮する余地のあるものを選択して行うべきである。恩赦によらなければ刑の執行が終了しない無期刑の仮釈放者については、当然全ての事案について保護観察事件に係る事務を開始した当初から恩赦（刑の執行の免除）の趣旨等について説明し、将来の恩赦を目標として改善更生に励むよう動機付けを図ることとなる。また、有期刑の仮釈放者のうち犯罪傾向が進んでいないと認められるものについても、資格制限とその回復の手段としての復権の趣旨等について説明し、必要な指導を行うべきであろう。

説明の時期及び方法は、保護観察事件の種別、保護観察の期間、実施状況等によって異なるが、効果的な時期と方法を工夫すべきである。

また、説明に当たっては、将来恩赦が当然に行われるものと本人に誤解されることの

ないよう配慮する必要がある。

- 3 無期刑の仮釈放者その他将来恩赦を考慮する余地のある事案については、保護観察の早期の段階（事案によっては収容中の生活環境の調整の段階）から、刑事確定訴訟記録を調査し、被害者（遺族）の戸籍謄本を取り寄せるなどして、被害弁償等の状況と被害者の家族関係を把握した上で、本人に対し被害弁償及び被害者に対する慰謝・慰靈の措置を実行するよう指導・助言する必要がある（平成20年5月9日付け法務省保觀第337号保護局長通達「長期刑受刑者に対する仮釈放の審理及び仮釈放者に対する処遇等の充実について」中「長期刑仮釈放者処遇等実施要領」第4の1の（5）参照）。

刑事確定訴訟記録のうち裁判書以外の保管記録の保管期間は、無期刑に処する裁判に係るものが訴訟終結後（刑確定後）50年、20年を超える有期懲役又は禁錮に処する裁判に係るものが同じく30年、10年以上20年以下の懲役又は禁錮に処する裁判に係るものが同じく20年、5年以上10年未満の懲役又は禁錮に処する裁判に係るものが同じく10年、5年未満の懲役又は禁錮に処する裁判に係るものが同じく5年、罰金、拘留又は科料に処する裁判に係るものが原則として3年であって（刑事確定訴訟記録法第2条第2項、別表参照）、保管期間が満了した記録は、原則として廃棄される。したがって、恩赦上申を検討する段階に至って記録を閲覧しようとしても、その時には既に廃棄されていることがあり得るので、将来恩赦上申の検討が見込まれる事案については、早期に刑事確定訴訟記録を調査しておくことが必要である。

- 4 恩赦の性質上、恩赦についての説明は保護観察官が直接行い、指導・助言することが適当であるため、保護観察事件の主任官が行うこととされている。

(2) 恩赦の出願があったとき又は職権による恩赦の上申を検討するときの事案の調査及び処理方針の決定

- ア 恩赦事件担当官は、速やかに保護観察事件記録その他の現存資料を精査し、必要に応じて調査を行い、かつ、恩赦事務管理官との協議を経た上、恩赦上申に関する意見を添えて、保護観察所の長に報告する。
イ 保護観察所の長は、上記アの報告を受けたときは、上記第2の2の判断基準に準拠して、出願を受けた事案については恩赦相当又は恩赦不相当の意見を決定し、職権による恩赦上申を検討中の事案については上申を行うか否かを決定する。

- 1 これは、恩赦上申事案の調査及び処理方針の決定について規定したものである。
「恩赦上申事務の流れ図」に沿うと、事案の調査及び処理方針の決定の前に、無期刑の仮釈放者については事案の検討及び出願意思の調査等の事務が、復権対象者については復権候補者名簿登載、予備調査及び出願意思の調査等の事務が、それぞれ先行する。

- 2 恩赦事件担当官は、

- (1) 保護観察事件記録等現存資料の検討
- (2) 前科照会
- (3) 裁判書の謄本又は抄本、戸籍の謄本又は抄本等関係資料の収集及び検討
- (4) 被害者（遺族）感情及び社会感情の調査
- (5) 共犯者の調査
- (6) 本人に対する面接調査
- (7) 関係人に対する面接調査

等事案に応じて必要な調査を行い、恩赦事務管理官との協議を遂げた上で保護観察所の長に報告し、保護観察所の長は報告に基づき処理方針を決定することとなる。

復権対象者のうち予備調査を行ったものについては、重複して同種の調査を行う必要がないことは言うまでもない。

(3) 調査の方法

- ア 恩赦事件担当官による調査

上記(2)のアの調査は、恩赦事件担当官が直接本人若しくは関係人（被害者及びその遺族を含む。以下同じ。）に面接し、又は関係資料を収集するなどして行う。ただし、保護観察所の長は、他の保護観察官又は保護司に調査を行わせることが適当と認めるときは、これらの者に調査させることができる。

イ 被害者（遺族）感情等調査報告書等

保護観察官が被害者又はその遺族の感情等を調査したときは、被害者（遺族）感情等調査報告書（様式第1号）を作成する。

保護司に被害者又はその遺族の感情等の調査を依頼するときは、被害者（遺族）感情等調査依頼書（様式第2号）による。

ウ 共助による調査

本人又は関係人が管轄区域外に居住し、かつ、やむを得ない事情があるときは、その者の居住地を管轄する保護観察所の長に対し、調査を依頼することができる。

調査の依頼を受けた保護観察所の長は、上記ア又はイに準じて調査を行い、その結果を回答する。

調査の依頼及び回答は、協力等依頼書（犯罪をした者及び非行のある少年に対する社会内における処遇に関する事務規程（平成20年法務省保観訓第261号大臣訓令）様式第125号）による。

エ 調査内容の精査及び補充調査

恩赦事件担当官は、他の保護観察官若しくは保護司による調査結果の報告書又は他の保護観察所の長からの調査結果の回答書について、その内容を精査し、必要に応じて補充調査を行う。

- 1 これは、上記(2)のアの恩赦事件担当官が行う調査の方法等について定めたものである。
調査は、出願を受けた事案について恩赦相当若しくは恩赦不相当の意見を付して上申するため、又は職権上申を行うか否かを決定するために必要なものであるが、中央更生保護審査会における審理にも大きな影響を及ぼすものであるので、綿密かつ適正な実施に努める必要がある。
- 2 調査は、本人その他関係人の名誉、信用等に関わることが多いので、秘密の保持に特に配慮を要する。
また、調査に当たっては、本人又は関係人の申立てのみに依拠することなく、可能な限り疎明資料を収集するなどして、事実関係を明らかにすることが肝要である。
- 3 被害者感情等の調査を含めて、調査は、原則として恩赦事件担当官が直接行うが、事案によっては、恩赦事件担当官以外の保護観察官又は保護司による調査も可能であることとされた。
例外的に保護司に調査を依頼するときは、調査の趣旨を誤りのないように伝えるとともに、調査に必要な参考資料の添付等に工夫する必要がある。
なお、保護観察官が直接調査することが可能であるにもかかわらず、安易に保護司に調査を依頼することは、本要領の趣旨に反することとなる。
- 4 資料収集による調査としては、次のようなものが挙げられる。
 - (1) 関係機関保管の資料の閲覧を求め又は借用して行う調査
 - ア 刑事確定訴訟記録（犯行時及びそれ以前の生活状況、犯罪の動機及び原因、被害弁償の状況、被害者（遺族）の感情等）
 - イ 仮釈放等審理事件の記録（服役中の行状、被害弁償の状況、被害者感情等）
 - ウ 共犯者の保護観察事件記録（共犯者の状況）
なお、これらの記録については、それぞれ保管期間が定められているので、調査しようとしたときには既に記録が廃棄されていたといったことのないよう配意を要する。
 - (2) 関係機関に照会して行う調査
 - ア 前科調書

- イ 裁判書の謄本又は抄本
- ウ 刑執行証明書（追徴金の執行状況に関する証明を含む。）
- エ 戸籍の謄本又は抄本
- オ 服役中の行刑成績
- カ 被害弁償の状況
- キ 共犯者の状況
- ク 交通違反歴
- ケ その他

5 被害者感情等の調査に当たっての留意事項は次のとおりである。

(1) 被害者遺族の所在地の調査

犯行から長期間を経過した事案の中には、被害者遺族の所在が分からぬいため、被害者（遺族）の感情調査が行えず、また具体的な慰謝の措置の実施について本人を指導することもできない事案が見られる。

このような状況に至らないように、刑事確定訴訟記録が廃棄される以前に被害者遺族の本籍、住所等必要な情報を入手すべきであるが、仮に刑事確定訴訟記録が廃棄されていたとしても、判決書記載の犯行現場から被害者の死亡届が出されたと思われる市区町村役場（通常は被害者の死亡地を管轄する市区町村役場）を割り出し、同役場に照会して、同所に保管されている戸籍受附帳（戸籍法施行規則（昭和22年司法省令第94号）第21条。受附帳の保存期間は当該年度の翌年から50年とされているが、この期間を超えて保存されていることもある。）から被害者の本籍を把握し、同本籍地を管轄する市区町村役場に戸籍（除籍）謄本及び同附票を請求することによって被害者遺族の所在を確認するという方法がある。

(2) 調査項目

被害者（遺族）の感情等の調査における調査項目については、様式第1号及び第2号に規定されている。各調査項目について留意すべき事項は次のとおりである。

ア 被害者（遺族）の家庭状況

調査すべき被害者（遺族）の範囲は、主として

- (ア) 被害者が生存しており、調査に当たって特段の支障がないときは、被害者自身
- (イ) 被害者が死亡している場合又は生存しているが、所在不明、疾病等により被害者自身に直接調査できない場合は、本件の事情を承知している親族のうちで、本件当時において被害者と同居していた者又は被害者と同居していなかつたが被害者の2親等以内の血族である者

が考えられるが、実際の調査に当たっては、被害者との年齢的な近接、経済上の影響、親密性等の個別的な事情を考慮に入れる必要があろう。

「被害者（遺族）の家庭状況」欄は、調査の相手方とその同居中の家族について記載することとなろうが、被害者との関係においてその他にも重視すべき人物がいるときは、その者についても記載することが望ましい。

イ 本人側からなされた弁償・慰謝等の内容

本人側からなされた弁償・慰謝等の内容の調査では、本人が申告している内容と被害者（遺族）側が述べる内容とを照合し、矛盾が生じている場合は、その事情を解明しなければならない。また、自動車の運行による交通事故で、保険により損害賠償金が支払われている場合には、損害賠償金の内訳（保険による賠償金、自己負担金の別）を明らかにする必要がある。

ウ 本件犯罪が被害者（遺族）の生活に及ぼした影響及び現在の生活状況

あらかじめ戸籍謄本等を調査し被害者（遺族）の家族関係を把握した上で、被害者（遺族）の現在に至るまでの職業、収入等についても可能であれば調査し、本件犯罪が生活に及ぼした影響と現在の生活状況を明らかにすることが望ましい。

エ 被害者（遺族）の本人に対する感情

被害者（遺族）に対し、現在の本人に対する感情を調査する場合は、その心情に

配慮し、被害者（遺族）が犯罪によって受けた生活その他への影響を理解していることを示した上で、本人の改善更生への努力と慰謝・慰靈の措置の状況を被害者（遺族）に伝えるなどして、その後に被害者（遺族）の感情を調査するよう配慮することが望ましい。

被害者（遺族）に対する細心の配慮を欠くことがあると、満足な調査が行えないばかりでなく、相手方の感情をいたずらに刺激し、その後の慰謝等の措置の実行も困難になるおそれがあることを肝に銘じるべきである。

オ 本人を恩赦に浴させることについての被害者（遺族）としての意見

本人が希望する恩赦の種類とその効力について、被害者（遺族）に説明した上で、恩赦に浴させることについての心境や意見を求める必要がある。

被害者又はその遺族が本人の恩赦についての賛否を明確に表明し難いことも多いと思われるが、そのようなときは、「恩赦については役所の判断に任せるのかどうか」を確認することが適当であろう。

また、意見を求めるべき被害者の遺族が複数存する場合は、該当者全員から意見を求めるか、あるいは遺族を代表する者に他の遺族の意向を踏まえた意見を求めることとなる。

カ その他参考事項（本件犯罪についての地域社会の感情、加害者本人についての風評、その他）

地域社会における感情、風評とは、犯罪地及び本人の居住地の地域社会の感情、風評を指すが、本人と個人的なつながりのない公正な第三者である地域の有識者（例えば、保護司会長、医師会長、町内会長、警察署長等）の意見を求めることが望ましい。また、社会の耳目をしょう動したような事案にあっては、本件有罪裁判を言渡した裁判所に対応する検察庁の意見を求めることが必要となる（本要領第2の2の(1)のウ関係の解説参照）。

なお、警察署長に意見を求める場合、それは地域の有識者としての意見を求めるのであって、捜査機関の長としての意見を求めるのではないことを説明する必要がある。

6 ウは、本人又は関係人（被害者及びその遺族を含む。）が管轄区域外に居住し、直接調査することが困難である場合に、共助依頼によって調査することを定めたものである。

共助依頼に当たっては、依頼を受けた庁において的確な調査が行えるように、調査の趣旨、調査事項等を正確に伝えるとともに、本件後の本人の生活及び改善更生の状況、その他参考となる事項について十分な情報を提供する必要がある。

調査の依頼及び回答は、協力等依頼書による。被害者感情等の回答の際は、「別紙のとおり」として、別紙に様式第1号又は第2号を使用することが簡便な方法であろう。

7 エは、恩赦事件担当官以外の保護観察官若しくは保護司による調査又は他の保護観察所に共助依頼して行った調査の結果について、その内容を精査し、必要な補充調査を行うことを定めたものである。従来、保護司による調査報告書でその内容が不十分であるもの、共助による調査の結果の回答書で事案の内容を十分に踏まえていないと思われるものなどが散見されたこともある、調査の正確、充実を期すべきことが規定された。

(4) 恩赦上申簿

恩赦の出願を受けたとき及び恩赦の上申をしたときは、恩赦上申簿（様式第3号）に所定の事項を登載する。

恩赦上申簿は、恩赦上申状況を把握するための帳簿であるが、恩赦出願事件の立件簿としての性格も併せ持っている。

(5) 保護観察事件記録の送付

恩赦の上申が次のいずれかに該当する場合は、恩赦上申書類と共に当該事件

に係る保護観察事件記録（収容中の生活環境調整事件の記録を含む。）を送付する。

- ア 特赦、減刑又は刑の執行の免除の上申をするとき。
- イ 保護観察を6月以上行った者に対して復権の上申をするとき。
- ウ その他必要があると認めたとき。

本号は、恩赦上申書類に併せて保護観察事件記録を送付すべき恩赦上申事件の範囲を定めたものである。

ウの「その他必要があると認めるとき。」としては、保護観察を行った期間は6月末満だが、保護観察の経過が特異であるものについて復権の上申をするときなどが考えられる。

(6) 恩赦状の交付等

- ア 恩赦状を本人に交付するときは、受領書（様式第4号）を徴する。
- イ 恩赦法施行規則第11条第4項の規定により恩赦状の交付等を嘱託するときは、恩赦状交付等嘱託書（様式第5号）による。

- 1 本号は、恩赦状を交付するとき本人から徴する受領書の様式及び恩赦状の交付を嘱託するときの嘱託書の様式について定めたものである。
- 2 恩赦状の交付に当たっては、恩赦法の趣旨、恩赦の行われた意義その他必要と認める事項を説示しなければならない（昭和58年12月23日付け法務省保恩第246号刑事局長、矯正局長、保護局長依命通達「恩赦上申事務規程の運用について」2の(2))。
- 3 本人の死亡、所在不明その他の事由（考えられる事由としては、本邦からの出国等）により恩赦状を交付することができないときは、その旨を保護局総務課経由法務大臣あて報告するとともに、恩赦状を中央更生保護審査会へ返戻する（同依命通達2の(3))。
- 4 恩赦状の交付の嘱託が必要な理由としては、本人の住居が管轄区域外にあり、かつ本人が上申庁に出頭できないことが考えられる。

嘱託先は、通常、本人の居住地を管轄する保護観察所の長となろう。保護観察所の長から検察官並びに刑事施設又は少年院の長に嘱託することは、通常では、ほとんどないと思われる。

- 5 恩赦状の交付を嘱託するときは、事務規程第14条に規定する刑事施設（少年法（昭和23年法律第168号）第56条第3項の規定により少年院において刑を執行する場合における当該少年院を含む。）の長に対する通知、第15条に規定する裁判所又は地方更生保護委員会に対する通知並びに第16条に規定する法務大臣に対する恩赦状交付の報告も同時に嘱託することとなる（同依命通達2の(4)、第14条、第15条及び第16条関係）。

- 6 法務大臣宛ての恩赦状交付報告書には、恩赦状の受領書を添付する必要はない。

(7) 恩赦不相当の通知

- ア 恩赦の出願をした者に対して恩赦不相当の議決があったことを通知するときは、恩赦不相当通知書（様式第6号）による。
- イ 上記アの通知をするときは、事案に応じ、保護観察官が本人に面接し、本人の改善更生を図る上で必要な限度において恩赦不相当とされた理由を説明するなどして、本人の改善更生の意欲の喚起を図るものとする。

- 1 本号は、本人に対する恩赦不相当の通知について定めたものである。
出願による恩赦上申につき中央更生保護審査会から不相当の通知を受けたときは、上申者は本人に対しその旨を通知しなければならない（規則第10条第2項）。
職権による恩赦上申につき不相当の通知があった場合の対応については、本要領には何ら規定はないが、恩赦上申について本人が知っているときは、様式第6号による文書通知以外の方法で、本人に不相当とされた旨を知らせることが適当であろう。本人に知

らせずに放置すると、本人がいつまでも恩赦になるのではないかと期待し続け、結果として不相当とされた後の本人からの恩赦出願の機会を奪うことになりかねないからである。

- 2 イに関して、恩赦については、事柄の性質上、本人にこれを請求する権利はなく、行政手続法の対象にもならないと解されている。したがって、法令上は、本人に恩赦不相当の理由を提示する必要はないわけであるが、本人の改善更生の意欲の喚起を図るためには、事案に応じて、保護観察官が本人に面接し、恩赦不相当とされた理由の説明や今後の助言などを行って改善更生の意欲の喚起を図ることが適当であるため、このように規定されている。

全ての不相当事件について本人にその理由を説明する必要はない。本人に理由を説明したほうが、その改善更生を促進することとなると認められる事案について、必要な範囲で理由を知らせ助言指導するべきであり、必ずしも不相当理由の全部を知らせる必要はない。

例えれば、被害者に対する弁償や慰謝の措置が不十分で、本人への憎しみや恐怖から被害者の感情が融和していないことが主な不相当理由である事案については、本人に説明する内容としては弁償や慰謝の措置に一層の努力を要するということで足り、被害者感情については知らせるべきでないであろう。被害者（遺族）を含め関係者のプライバシーに関することについては、細心の配慮をする。

また、本人に対する助言は、原則として保護観察官の面接によって行うべきであり、書面の交付、保護司を介しての通知等は適当ではないと思われる。本人が納得せず、誤解した場合、特に被害者（遺族）との関係で不測の事態も発生しかねないからである。

2 無期刑の仮釈放者の取扱い

(1) 事案の検討

無期刑の仮釈放者については、毎年、恩赦上申を考慮するまでの問題点、その解決策等を検討し、保護観察における指導監督及び補導援護に反映させるものとする。

- 1 無期刑の仮釈放者については、現行法上、恩赦により救済する以外に方途がないため、無期刑の仮釈放者の恩赦上申は、保護観察所が取り扱う恩赦事務のうちで最も重視されるべきものである。

本号は、前記1の一般的事項に加えて、無期刑の仮釈放者に関し特に留意すべき事項を、注意的に規定したものである。

- 2 無期刑の仮釈放者については、長期的な展望に立って、保護観察開始当初から将来の恩赦も視野に入れつつ、計画的に保護観察を行うことが特に求められている。これらの点に鑑み、恩赦と保護観察との有機的関連に留意しつつ、毎年、処遇経過を生活状況、被害者関係を中心に問題点及びその解決策等を検討し、必要に応じ保護観察の実施計画を見直すべきである。（平成20年5月30日付け法務省保観第479号保護局更生保護振興課長、観察課長通知「長期刑仮釈放者処遇等実施要領の運用について」第3の1の（3）のエ）

(2) 本人に対する意向調査等

上記第2の恩赦の上申をする際考慮すべき事項に照らして恩赦上申がふさわしいと認められる事案については、本人に恩赦の出願を促し、又は職権による恩赦上申を検討するものとする。

- 1 本人から恩赦の出願があったときは、保護観察終了後の期間の長短、保護観察の実施状況いかんにかかわらず、意見を付して速やかに恩赦の上申をしなければならないことは言うまでもないが、無期刑の仮釈放者については、本人からまだ出願がない場合であっても、刑確定及び仮釈放後相当期間を経過し、その犯情、改しゅんの情・再び犯罪を

するおそれの有無、被害者（遺族）及び社会の感情、恩赦を必要とする事情等を総合勘案し、恩赦上申がふさわしいと認められるときは、本人に対し恩赦の出願を促し、又は職権による恩赦上申を検討すべきことを定めたものである。

どの程度の期間を経過した段階で、どのような事案について恩赦上申がふさわしいと認定すべきかは、上記第2の解説に詳述したところである。

- 2 無期刑の仮釈放者についても、恩赦の上申は原則として本人の出願によるべきであるが、例えば、次のような事案については、職権による上申を検討すべきであろう。
- (1) 加齢、病気等により、本人が恩赦願書を作成、提出することが困難であるもの
 - (2) 共犯者について恩赦の上申をし、又は恩赦の決定があったが、その者との均衡上、恩赦上申を行うことが適当なもの
 - (3) 恩赦上申上の問題点が全て解消していることに加えて、本人が特に善行を積むなどした実績が認められ、恩赦に沿することが相当であると、保護観察所の長として推奨できるもの

3 仮釈放者及び保護観察付一部猶予者について保護観察事件に係る事務を終結した場合の取扱い

(1) 復権候補者名簿

ア 復権候補者名簿への登載

保護観察事件に係る事務を保護観察の期間の満了（ただし、仮釈放期間に引き続き保護観察付一部執行猶予の猶予期間がある場合には当該猶予期間の経過による保護観察の期間の満了に限る。）又は刑の執行の免除によって終結したときは、犯罪の内容、保護観察の期間中の行状等を勘案し、将来復権上申を検討することが相当であると認められるものにつき所定の事項を復権候補者名簿（様式第7号）に登載する。

保護観察事件に係る事務の終結時に同名簿に登載しなかったものについて、その後復権上申を検討することが相当であると認めたときも同様とする。

復権候補者名簿は、復権候補者カード（様式第8号）をもってこれに代えることができる。

イ 予備調査着手予定期

復権候補者名簿に登載された者に係る予備調査着手予定期については、次のとおりとする。

(ア) 仮釈放の期間を満了した者及び刑の執行の免除を得た者

事案に応じ、保護観察終結後おおむね2年から5年までの間に設定する。なお、仮釈放期間に引き続き刑の一部の執行猶予により保護観察に付されない猶予期間がある者は、設定に当たって当該猶予期間の長短も考慮する。

(イ) 保護観察付一部執行猶予の猶予期間を経過した者

事案及び猶予期間の長短に応じ、保護観察終結後おおむね3年以内に設定する。

ウ 本人に対する説明

復権候補者名簿に登載したときは、速やかに本人に対し恩赦に関する説明を行う。

- 1 仮釈放者及び保護観察付一部猶予者について保護観察事件に係る事務を終結した場合の取扱いについては、前記1の一般的な事項のほか、本項に定めるところによる。
- 2 無期刑の仮釈放者については、長期刑仮釈放者処遇等実施要領の運用について（平成20年5月30日付け法務省保護観察第479号保護局更生保護振興課長、観察課長通知）に基づく無期刑仮釈放者経過要約票によって把握することとされており、これとは別に恩赦上申候補者に関する名簿を作成しなくとも、事件の把握・管理には支障がないと認められるため、名簿の作成について規定していない。また、有期刑の仮釈放者と刑の全

部の執行猶予の期間中保護観察に付されている者については、これらの者に対する恩赦上申の実績がごく僅かである上、恩赦上申を行うべき事案は、特別な事情があるものに限られ、特に名簿による候補者の管理を必要としないと思われるため、名簿の作成について規定していない。

3 本要領では、名簿登載に当たり「犯罪の内容」についても検討することとされていることに留意すべきである。従来、保護観察所では、保護観察の実施状況や本人側の主観的な事情は重視するものの、犯罪事実や情状に関する評価にはやや欠ける傾きがあったように思われるが、恩赦の性質上、犯罪の内容等に関しても当然勘案すべきであることから、このような規定となったものである。

4 名簿登載の検討に当たっては、事務の適正を期すため、別紙2に例を示した「復権候補者名簿登載検討票」を作成することが望ましいと思われるが、その書式については、各庁において工夫し、実施細則等に規定することが適当であろう。

5 なお、保護観察事件終結時には復権候補者名簿に登載しなかったが、その後、元担当保護司からの連絡や本人からの照会などによって、復権候補者とすることが適當であることが分かった事案については、その段階で名簿に登載することとなる。

6 復権候補者カードは、事件が多数に上る庁においては、帳簿よりもカードによるほうが管理しやすいこともあると思われるため、それによることができる旨の規定を設けたものである。

7 第2の2の上申をする際の判断基準において、経過期間について「相当の期間」と規定するにとどめ、犯情、改しゅんの情、被害者感情、恩赦を必要とする事情等を総合勘案して適期に上申がなされるよう弾力的な運用を図ることとしていることを踏まえ、予備調査の時期についても事案に応じて設定することとしたものである。なお、保護観察に係る事務を終結した仮釈放者のうち、刑の一部の執行猶予により、仮釈放期間に引き続いて保護観察に付されない猶予期間がある者については、予備調査着手予定時期を当該猶予期間中のいずれかの時期に設定することは差し支えないが、当該猶予期間中に復権は行われないため、本人に対する意向調査は当該期間経過後に行うことが適當である。

また、保護観察付一部猶予者については、猶予期間中の保護観察に係る事務を終結したときに復権候補者名簿への登載を検討することとなるところ、猶予期間が経過すると執行が猶予されなかつた部分の期間を刑期とする刑に減輕されるため、刑法第34条の2による刑の言渡しの消滅に関し、猶予期間の経過後における刑期終了からの経過期間に注意する必要がある。すなわち、保護観察付一部猶予に係る事務を終結したとき刑期終了から既に長期間が経過していることとなり、上申時期が刑の言渡しの消滅時期に近接するおそれがあるため、予備調査の時期に保護観察終結後おおむね3年以内とする基準を設けたものである。

予備調査着手予定時期を刑執行終了等から何年後に設定するかについては、本要領第2の2の(1)のエの解説を参考にされたい。

なお、予備調査の終了予定時期ではなく着手予定時期を設定することとしたのは、事務の便宜を考慮したことであるが、予備調査に着手してから終了するまで長期を要することは適当でなく、迅速な事務処理に努めるべきである。

8 復権候補者名簿に登載したときは、本人に対し恩赦に関する説明を行うこととされた。これは、恩赦に関する情報を提供することによって、本人が自覚を新たにし改善更生に励むことが期待できること、将来の恩赦に関する調査につき本人の協力を確保すること、恩赦を必要とする事情が生じたときに本人が自発的に出願できるようにすることなどのねらいから規定されたものである。本人に対し説明すべき内容としては、次のようなことが考えられる。

(1) 保護観察終了後（仮釈放期間に引き続き刑の一部執行猶予の猶予期間がある場合には当該猶予期間の経過後）は、恩赦（復権）の出願ができることについて

(2) 復権の趣旨について

(3) 数年後に、恩赦に関する調査のため保護観察官又は保護司から連絡があり得ること

- と、その際は、秘密の保持に十分な配慮がなされることについて
- (4) 上記の連絡がなされる前でも、恩赦を必要とするような事情が生じたときは、保護観察所が相談に応じること及びその際の窓口について
- (5) 将来恩赦に沿する上で、今後努力すべき事項について（損害賠償債務の履行に努めること、交通法規を守り安全運転を心掛けること、被害者に対する慰謝・慰靈の措置を継続すること等、個々の事案に即して具体的な説明をすべきであろう。）この説明を口頭で行うか文書で行うかは、各庁の実情と事案に応じて判断すべきであろう。また、文書による場合は、担当者であった保護司を経由して行うことも効果的であろうが、口頭での説明は、保護観察官が直接行うことが適当である。

(2) 予備調査等

ア 予備調査の実施

恩赦事務管理官は、予備調査着手予定時期に達した者について、現存資料の検討及び関係資料の収集等を行う。

イ 本人に対する意向調査等

上記アの調査の結果、再犯等がなく、復権候補者として特に問題が認められないときは、本人に対し復権を希望するか否かを調査し、その希望があるときは、速やかに出願をするよう促す。ただし、事案によっては、職権による恩赦上申を検討するものとする。

なお、仮釈放期間に引き続き刑の一部の執行猶予により保護観察に付されない猶予期間がある場合には、当該猶予期間を経過した後に意向調査を行うものとする。

- 1 事務を効率的に処理するため、復権候補者名簿に登載した者が登載時に定めた予備調査着手予定時期に達したときは、恩赦事務管理官が現存資料の検討及び関係資料の収集等の予備調査を行うことによって、復権候補者事案を振るい分けることとした。
- 2 予備調査の内容としては、一般に次のようなものが考えられるが、具体的には、保護観察所の長が実施細則等に定めることとなろう。
 - (1) 保護観察事件記録、裁判書等現存資料の検討
 - (2) 前科照会
 - (3) 交通反則歴照会
 - (4) 戸籍謄本及び同附票の請求
 - (5) 保護観察事件を担当した保護司からの本人の現況、風評等の聴取
 - (6) 保護観察終了時に被害弁償が完了していない事案については、その後の被害弁償の履行状況の調査
- 3 イの本人に対する意向調査等は、本人からの出願による上申を原則とすることとしたため規定されたものである。本人に対する意向調査は、保護司を通じて行うことも可能であるが、その場合も、事後において保護観察官の面接調査を行う必要があろう。本人が恩赦を希望するときは、恩赦願書（恩赦上申事務規程様式第8号）を提出するよう促すこととなる。なお、この様式によらない願書であっても、恩赦法施行規則9条1項に規定する事項が漏れなく記載されているものは、適法な願書として取り扱わなければならない。また、願書を受理したときは、受理印を押なつして、受理年月日を明確にする必要がある。
- 4 職権による上申を検討すべきものの範囲については、第2の1の解説の4を参照されたい。

(3) 復権候補者名簿からの除去

復権候補者名簿に登載した者が次のいずれかに該当するときは、候補者から除くこととし、同名簿にその旨を記載する。

- なお、候補者から除いた者について、再度復権候補者とすることを相当と認めたときは、再び同名簿に登載するものとする。
- ア 本人から恩赦の出願があったとき。
 - イ 職権による恩赦の上申を行うとき。
 - ウ 本人が恩赦を希望しないとき。
 - エ 予備調査の結果、再犯その他の問題が判明し、恩赦上申にふさわしくないと認められるとき。
 - オ 本人の死亡、所在不明その他恩赦上申を行うことができない事由が判明したとき。

予備調査を行った事案について、その後の処理方針が定まらないまま放置することは好ましくない。予備調査が終了した事案は、ア～オのいずれかに該当するものとして結末をつけることが望ましい。また、ある程度の期間をおいて再検討することが適当と判断される事案については、例えば、名簿の備考欄に「1年後に再検討。再検討予定日〇.〇.〇〇」等と記載することとなろう。

また、候補者から一旦除いたものについて再度復権候補者とすることが相当であると認められるに至ったときは、同名簿に再登録することとされた。

4 恩赦出願期間短縮上申

恩赦出願期間短縮の上申については、上記1を準用する。

恩赦出願期間短縮上申の手続は、恩赦上申の手続とほぼ同様であるので、準用規定が置かれたものである。事務処理に当たっては、恩赦上申簿に準じた恩赦出願期間短縮事件簿を作成して事務の管理を行うことが適当である。

恩赦出願期間短縮の願いを受けたとき、その事務処理を恩赦事務管理官が行うか、恩赦事件担当官のような担当官を指名するか、いわゆる地区担当官がその処理に当たるかは、各庁の実情に応じて判断すべきであろう。

第5 事務処理状況等の報告

1 恩赦事務処理状況報告

保護観察所の長は、前年の恩赦事務処理状況について様式第9号により報告書を作成し、法務省NWによって、地方更生保護委員会を経由して毎年2月末日までに保護局総務課恩赦係宛て送付する。支部のある保護観察所にあっては、本庁分及び支部分のそれぞれの報告書と、それらを集計した全庁分の報告書とを作成して送付する。

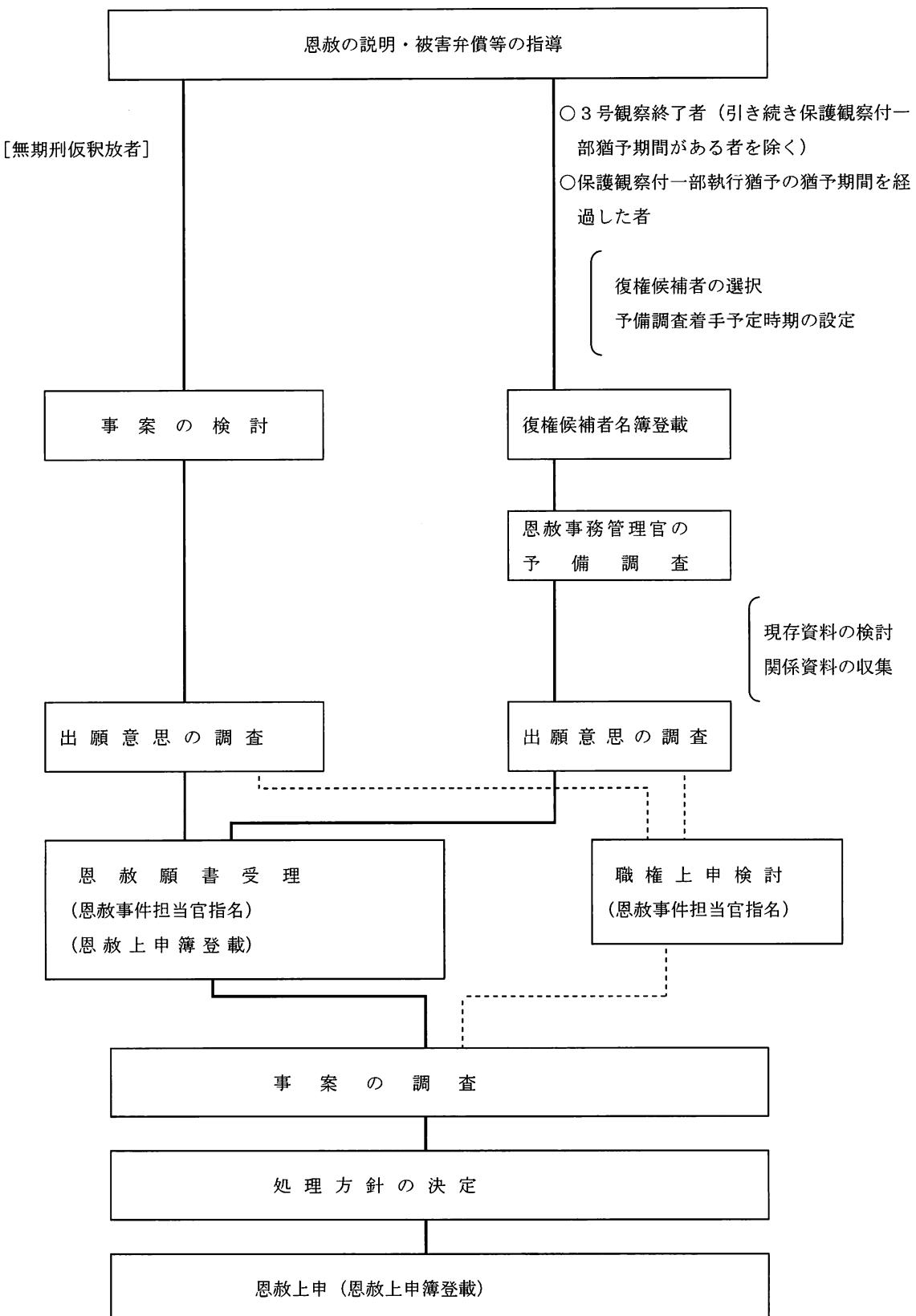
2 恩赦事務管理官指名の連絡

保護観察所の長は、恩赦事務管理官を指名したときは、速やかにその氏名を適宜の方法により保護局総務課恩赦係宛て連絡する。

恩赦事務管理官を指名したときの連絡は、恩赦事務管理官を指名したとき速やかに行うこととし、新年度になっても恩赦事務管理官に異動がなければ連絡を要しないが、年度途中でも恩赦事務管理官に異動があるときは速やかに連絡する必要がある。

別紙1

恩赦上申事務の流れ図



別紙2

| | | |
|----|----|---------|
| 所長 | 課長 | 恩赦事務管理官 |
| | | |

年 月 日

復権候補者名簿登載検討票

主任官 印

| 氏 名 (年 齡) | | (歳) | | 罪 刑 刑 名 期 | 懲・禁 年 月 | | 保護観察の期間 年 月 | |
|---------------------------------|---------------|--------------------------------------------------------------------------------|--------|----------------------------------------------------------|------------|-------|----------------|--|
| 生活 ・ 行 状 関 係 | 終了時の成績 | 1 良好 2 普通 3 不良 | | 職業 | | | | |
| | 就業状況 | 1 定職 2 暫定 3 失業 4 不就業 5 不明 6 その他 () | 家庭状況 | 1 良好 2 普通 3 不良 4 不明 1 妻子と同居 2 父母と同居 3 単身 4 その他 () | | | | |
| | 生 計 | 1 富裕 2 普通 3 貧困 4 不明 | 交友関係 | 1 良好 2 普通 3 不良 4 不明 | | | | |
| 再犯のおそれ | | 1 小さい 2 大きい 3 不明 | | | | | | |
| 犯 情 等 | 犯 情 | 1 初犯 2 若年時の犯行 5 被害者側にも落度がある | | 3 偶発的犯行 6 その他 () | 4 従属的犯行 | | | |
| | 前 科 | 実刑 回 | 執行猶予 回 | 罰金 | 交通関係 回 | その他 回 | | |
| 被 害 者 感 情 等 | 被害弁償 誠意の有無 | 1 被害弁償完了 2 一部弁償済み 4 被害弁償の見込みなし 1 本人の誠意が認められる | | 3 被害弁償の見込みあり 5 不明 2 本人の誠意が認められない | | | | |
| | 被害者感情 | 1 良好 2 普通 3 不良 4 不明 5 非該当 | 社会感情 | 1 良好 2 普通 3 不良 | | | | |
| 恩赦の必要性 | | 1 具体的な資格の回復 () 2 その他の資格制限状態の解消 ア 前歴秘匿 イ 子女の養育 ウ 結婚 エ 業務遂行上 オ その他 () | | | | | | |
| 主任官の所見 (予備調査着手予定期間に する意見) | | (予備調査には 年 月 ごろ着手することが相当) | | | | | | |
| 恩赦事務管理官 の 所 見 | | | | | | | | |
| 刑事確定訴訟記 録の保管期間 | | 確 定 年 月 廃棄予定期 | 年 月 | 保管期間 | 年 | | | |
| 決 定 | | 1 名簿に登載する (予備調査着手予定期 年 月) 2 登載しない | | | | | | |
| 調査上の留意事項 | | | | | | | | |